別表十（六）付表二　記載要領

1　この表は、通算法人が当該事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）において租税特別措置法第66条の13第１項（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　当該通算法人が修正申告又は国税通則法第23条第１項（更正の請求）の規定による更正の請求をする場合の記載は、次によること。

(1)　「他の通算法人の通算前所得金額の合計額（別表十八(三)「22の計」）－(1)　(2)」の欄には、確定申告書等（租税特別措置法第２条第２項第28号（用語の意義）に規定する確定申告書等をいう。(2)及び(3)において同じ。）に添付された別表十(六)付表二「２」の金額を記載すること。

(2)　「他の通算法人の通算前欠損金額の合計額（別表十八(三)「23の計」）　(3)」の欄には、確定申告書等に添付された別表十(六)付表二「３」の金額を記載すること。

(3)　「他の通算法人の控除未済欠損金額の合計額（別表十八(三)「21の計」）－(5)　(6)」の欄には、確定申告書等に添付された別表十(六)付表二「６」の金額を記載すること。

別表十(六)付表二を削る。

別表十の11(1)の表を次のように改める。